

## Q4 いつまでに手続きしたらいいの？

A 9月30日までです。それ以降については随時受付いたしますが、10月以降に手続きした分については手続きした翌月分からの手当しか支給できませんので、ご注意ください。

## Q5 子ども手当の手続きには何が必要ですか？

A 新規の手続きの方と増額の手続きの方で必要書類が異なります。

●新規の方

1. 受給者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く）
2. 印鑑
3. (厚生年金等加入者) 受給者の健康保険証
4. (養育している18歳以下の児童が別世帯でいる場合)  
別居する児童の住民票とう本
5. その他

●増額の方

1. 印鑑

印鑑は銀行印以外  
でも大丈夫ですが、  
シャチハタ印は受付  
できません。

## Q6 子ども手当はいつもらえるの？

A 毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までの手当（例えば10月には6月～9月分の4か月分）をまとめてお支払いします。ただし、今回に限っては手続きの時期によって振込日が異なりますのでご注意下さい！

手 当	5月21日までに手續	5月24日～9月30日まで	10月1日以降手続き
4・5月分	6月定期払	随時払	支給対象外となります
6・7・8・9月分		10月定期払	
10・11・12・1月分		2月定期払	手続きの翌月以降分から一番早い定期払の日

\*現在、児童手当を受給している方の増額の手続きは6月の現況届と同時にできますが、その場合4、5月分の増額分の手当については6月の定期振込に反映されませんのでご注意下さい。

## Q7 「現況届」って何？

A 児童手当（特例給付）でもありましたか、受給者の方の6月1日現在の状況を確認し、引き続き手当を受給する資格があるかについて確認するため毎年6月に行われる手続きです。受給資格確認のための手続きですのでお手数ですが窓口までお越しの上必要事項を記入して下さい。現況届の提出がない場合、6月以降の手当（10月期以降支払）については支給できませんのでご了承下さい。日程・必要書類等の詳細については「広報にしほら6月号」にて案内します。

お問い合わせ先／西原町役場 福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311

# 子ども手当について



次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため中学校修了前までの子どもを養育する方に「子ども手当（1人当たり月額13,000円）」を支給します。

## Q1 「児童手当（特例給付）」と「子ども手当」の違いってなに？

A これまでの「児童手当（特例給付）」から「子ども手当」になり、大きく変わるのは以下の通りになります。

	児童手当（特例給付） ※平成21年度（平成22年3月まで）	子ども手当 ※平成22年度（平成22年4月から）
支給対象児童	12歳になって最初の3月まで (小学校修了まで)	15歳になって最初の3月まで (中学校修了まで)
支給金額 (月額)	【3歳未満】一律 10,000円 【3歳以上】第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	上記支給対象児童 一律 13,000円
所得制限	あり	なし

## Q2 「子ども手当」をもらえるのはどんな人？

A 中学3年生以下の子どもを養育する方で、下記に該当する場合はもらえます。  
 ① 日本国に住所があること。国籍は関係ありません。  
 ② 中学3年生以下の子どもを育てている家庭において、その子どもに対する受給資格の要件にもっともあの方  
 ※1 必ずしもお父さんでなくても大丈夫ですが、1つの家庭で受給者が2人以上になることはありません。  
 ※2 事情があり、親が子どもを養育していない場合は、親でなくても子どもと一緒に暮らし、子どもを養い、守り育てていたら親に代わって手当をもらえることもあります。別途審査が必要です。ご相談下さい。

## Q3 何か手続きしなくてはいけないの？

●手続きが必要な方と必要な方がいます（下記フローチャート参照）

